

事務連絡
平成23年8月11日

殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課
老人保健課

東日本大震災に係る応急仮設施設整備として特別養護老人ホーム等
及び介護老人保健施設を設置する際の基準について

今般、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」における厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備の対象について（平成23年8月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知（別紙））により、厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備について、対象となる社会福祉施設等が示されたところであるが、応急仮設施設整備として特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設を設置する際の基準につき、下記のとおりとするので、ご留意願いたい。

記

- 1 (1) 応急仮設施設として設置される特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設（以下「応急仮設施設」という。）の入所者の安全を確保する観点から、応急仮設施設は、平屋建ての準耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。
 - (2) 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）に基づき、延べ面積が二百七十五平方メートル以上の特別養護老人ホーム等及び介護老人保健施設は、原則としてスプリンクラーの設置が義務付けられているところであるが、当該スプリンクラーの設置についても、本応急仮設施設整備の補助対象となること。
 - (3) 応急仮設施設の設置に当たっては、当該施設の設置地域を所轄している消防官署と事前に十分調整されたいこと。
- 2 応急仮設施設の人員配置基準及び居室面積基準について、施設種別ごとに示されている「設備及び運営に関する基準」を満たしていること。なお、廊下幅や医務室など、人員配置基準及び居室面積基準以外の基準については、入所者の処遇に支障がない場合は、「設備及び運営に関する基準」を参酌した上で、貴職において判断することで差し支えない。